紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

菅野フジノ　古賀常次郎　奥山　喜藏
釋　和子　森村　泰昌　金森　良泰
志村　キミ　冨岡茂太郎　平松せき子
土屋雄二郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

大野　耕造

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

青山　トク　青山　慶示
浅野　恭子　杤尾富美子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

杤尾　紗央

褒章条例第一条及び大正九年三月決定事項第一項但し書により褒状を授ける

医療法人仁泉会
株式会社鶴屋百貨店
三本コーヒー株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月
東京都民共済生活協同組合
宗教法人真如苑

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故中田行雄遺族　中田きよし

褒章条例第六条により褒状を授ける

官庁報告

法　務

再審による無罪判決の公示

安納靖文（住居宇都宮市山本一丁目一九番一五号、会社員、昭和五七年八月二二日生）に対して、「平成二三年九月二四日宇都宮市下田原町二七六七番地二付近道路において、指定最高速度を四〇キロメートル超えて中型貨物自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金九万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年二月二八日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

浅井和夫（住居栃木県芳賀郡益子町大字芦沼四五番地九、無職、昭和二二年八月二二日生）に対して、「平成二四年二月二八日宇都宮市鐺山町一七七六番地八付近道路において、法定最高速度を三二キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金六万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年三月六日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

草野将敬（住居宇都宮市中今泉三丁目一五番三〇号ナイスアーバン今泉ウイングスクエア二〇二、会社員、昭和五六年四月二三日生）に対して、「平成二三年九月一九日宇都宮市平出町五〇六番地一付近道路において、指定最高速度を三五キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年三月六日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

土橋広道（住居栃木県下野市小金井二三七八番地三四、会社員、昭和四九年一〇月一一日生）に対して、「平成二三年一二月一三日宇都宮市岩本町二九二番地付近道路において、法定最高速度を三三キロメートル超えて軽四輪貨物自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金六万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年三月二五日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

齋藤大資（住居宇都宮市西川田町一〇一一番地三〇ヴィオラC一〇三、会社員、昭和五八年五月二五日生）に対して、「平成二三年一一月四日宇都宮市鐺山町一七七六番地八付近道路において、指定最高速度を三八キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年三月二八日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

和田雄二（住居宇都宮市城南三丁目一九番八号サンプレイス城南H二〇二、会社員、平成三年六月六日生）に対して、「平成二四年二月二四日宇都宮市鐺山町一七七六番地八付近道路において、法定最高速度を三三キロメートル超えて軽四輪乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金六万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年三月二八日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

平塚慎司（住居宇都宮市御幸ケ原町二一七番地一〇、会社員、昭和六一年三月七日生）に対して、「平成二三年一二月一九日宇都宮市岩本町二九二番地付近道路において、法定最高速度を三一キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金六万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年四月四日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

手塚貴昭（住居栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼一〇三〇番地、会社員、昭和五五年九月二〇日生）に対して、「平成二四年二月二八日宇都宮市鐺山町一七七六番地八付近道路において、法定最高速度を四二キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金八万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年四月五日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

小島靖（住居栃木県佐野市富岡町一三一四番地ベルメゾン二〇一、会社員、昭和五四年一一月二日生）に対して、「平成二三年一〇月二八日宇都宮市平出町五〇六番地一付近道路において、指定最高速度を三一キロメートル超えて普通乗用自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金六万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年四月九日無罪の言渡しをした。

宇都宮簡易裁判所

国家試験

平成25年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第34条の規定に基づき、第1種放射線取扱主任者試験（以下「第1種試験」という。）及び第2種放射線取扱主任者試験（以下「第2種試験」という。）の施行に関し、次のとおり公告する。

平成25年5月9日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

1　試験の日時及び試験課目

(1)　第1種試験

年月日	時　間	試験課目
平成25年8月21日（水曜日）	10時00分から11時45分まで	物理学、化学及び生物学のうち放射線に関する課目
	13時30分から14時45分まで	物理学のうち放射線に関する課目
	15時30分から16時45分まで	化学のうち放射線に関する課目
平成25年8月22日（木曜日）	10時00分から11時45分まで	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する技術並びに放射線の測定技術に関する課目（法律別表第1に掲げる課目(2)、(3)及び(4)を含む）
	13時30分から14時45分まで	生物学のうち放射線に関する課目